

令和3年10月19日

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る 施設の使用制限等の要請について

兵庫県では、新規感染者が減少傾向にあるものの、今後も感染再拡大には十分警戒する必要があるため、下記の通り施設の使用制限等について要請します。

記

1 期 間 令和3年10月22日(金)から

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

[特措法第24条第9項に基づく]

(1) 多数利用施設

種類・施設例	内容
・遊技施設 [パチンコ屋等]	・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請
・遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等]	・酒類提供 ^(※1) の場合は、「一定の要件」 ^(※2) を満たすことを要請 ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること
・商業施設(生活必需物資を除く)	・業種別がオンライン等に基づく感染対策の徹底を要請
・サービス業(生活必需サービスを除く)	

(2) イベント関連施設

種類・施設例	内容
・劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プロネアリウム等]	・イベント開催制限の要件 ^(※3) を準用した施設の運用を要請
・集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等]	・人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請
・ホテル・旅館(集会の用に供する部分)	・酒類提供 ^(※1) は「一定の要件」 ^(※2) を満たすことを要請
・運動施設・遊技施設 [体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テニスコート、遊園地等]	ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること
・博物館等	・業種別がオンライン等に基づく感染対策の徹底を要請

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内(同居家族や介助者等を除く)

※3 イベント開催制限の要件

区分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としするもの	100%以内	5,000人又は 収容定員の50%以内 ^(※5) の いずれか大きい方
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%(※4)以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

※4 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい

※5 10/30までは、上限10,000人

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 078-362-9921 受付時間: 平日 9時~17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 078-361-2501 受付時間: 平日 9時~17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらでご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html